

伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第6号

### 伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「実施機関」の次に「又は議会」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 伊万里市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。  
第3条第1号に次のように加える。

ウ 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした  
議会

第3条第3号中「いう。）」の次に「及び議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。